

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 平成29年10月1日～平成30年3月31日）。

1 職員の法令遵守について

道路交通法違反（3件）

・人身事故

相手方に腰部及び右腕打撲の傷害を与えたもの 1件

相手方を死亡に至らしめたもの 1件

・人身事故及びその他

車検切れ自動車を運行した上、相手方に頸椎捻挫等の傷害を与えたもの 1件

その他（2件）

自動車運転免許失効中に公用車等を運転していたもの 1件

児童の頭部を雑誌で叩いたもの 1件

2 公益通報の実績

受付件数 0件

3 不当要求行為

報告件数 1件

処理状況 職員に対する暴力的な発言を伴った要求に対し不当要求行為と認定した

4 旭川市公正職務審査会

開催回数 1回

会議内容 不当要求行為の報告について